次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○再商品化義務総量（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第八号）（抄）

改正後	
特定分別基準適合物	再商品化義務総量（単位　万キログラム）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	一六、六二五
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	一三、五〇二
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	一三、五五九
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	三、〇六九
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	二九、二〇〇
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	七三、七五五

改正前	
特定分別基準適合物	再商品化義務総量（単位　万キログラム）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	一六、三二〇
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	一五、四八〇
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	一四、七二〇
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	三、五六四
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	三〇、六〇〇
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	七六、二三〇

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第三号）（抄）

改正後		
特定分別基準適合物	比率	
（略）	（略）	（略）
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八八・三〇	一〇〇分の九三・四六
（略）	（略）	（略）
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九三・四六	一〇〇分の九四・一三

改正前		
特定分別基準適合物	比率	
（略）	（略）	（略）
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八九・一一	一〇〇分の九四・一三
（略）	（略）	（略）
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九四・一三	

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第四号）（抄）

改正後		
特定分別基準適合物	業種	比率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五四・七五

改正前		
特定分別基準適合物	業種	比率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五七・九一